

南区における人権侵害事件調査申立書

申立人

釜ヶ崎日雇労働組合

大阪市西成区萩之茶屋二一五一ニミ解放会館二階

電六三二一四二七三

人権擁護委員会御中

一、申立の趣旨

本申立にかかる事案については後述の如く、重大なる人権侵害が存在すると思慮されるので貴委員会に於て調査の上、しがるべき処置をとらんたい。

二、申立人権侵害事件概要

五月九日、釜ヶ崎日雇労働組合事務所へ、仕事の減少により、青カン(野宿)をよぎなくされている労働者が来所し、五月八日前一時頃、堺筋の道頓堀北側で野宿していたところ五人の制服警官より職務質問をうけ、本籍、生年月日、氏名を答えたにもかかわらず、顔写真を撮影された上、人差指の指紋を採取されたが、今だにその処置について納得できない旨の訴えがあつた。

訴えて来たのは黒田芳男さん(昭二年一〇月二一日生)で、堺筋の道頓堀北側、ビルとビルの間の暗い所で野宿していった。

暗かりであったので、警官かガードマンかよくわからなり五人連れ

が来て、住所、氏名などを聞くので、駄務質問だううと思つて
答えたところ、それらを記入した用紙の一一番下の欄に指印して
くれといわれた。黒のスタンプに左手の人差指を付け、指印
させられた。その後、ワラ半紙を細長く二つに切ったものに、
氏名・生年月日、記号及び番号を記入したものと胸の前に持
たされ、又直ぐ撮影された。紙は、今日から一週間ぐらに纏け
るので持つてこようように言つた。この紙をもつて二回
目はしなりと言つた。と、その時の状況を黒田さんは報告して
いる。

当組合は、五月十三日夜、直接に面談して、黒田さん以外に
七十名の人から話を聞き、「人権侵害事例」としてまとめた(添付)。

三、南警察署の見解

五月九日、釜田労久保利明名で南署に事実確認を行なったところ、

警部課長より次のような回答があつた。

『南区の管内には食べ物屋が多く、その残り物を食べにくう人も多い。
行路病死し、無縫仏となる人もあるので、無縫仏となることがなりよう
に、住居不定者の写真をとり、名簿をつくっている。』

無縫仏にしたくななどいうのは判るが、今、生きている人間の人のうちが優
先すると思う。任意の形でさわてるのは、と聞いたところ。

『任意というかたちでせつていうが、輕犯罪法もあり、できるがぎ
りしくないか、拒否されれば、署に来てもらわざるをえない
という回答があつた。』

四、人権侵害の事実は明白である。

南署の見解は、任意であるが拒否すれば署に引っぱる、という任意
を強制するものであり、事例の中には虚偽をもつて指印・写真

撮影をなしたそのままである。

日本国憲法には、何人も法律の定める手続によらなければ、その生命もしくは自由を奪わぬ、又はその他の刑罰を科せられぬ、に日の定めがある。

今回の南署の指紋採取・写真撮影が不法で人権を侵害したものであることは明白である。虫貝委員会において充分に調査されたい。

五、申立人の立場

当組合は西成一区萩之茶屋に事務所を設けている。釜ヶ崎（行政のいうありりん地区）に住み、働きに出る日雇労働者で組織されていう労働組合である。釜ヶ崎の労働者のこうある様々な利益をはねのけ、地位向上のために、賃金不払、飯場での暴行事件、労災もみけし、そして、医療・生活相談

を受け付け、その解決にあたつている。

今回、現行犯逮捕後でなく、令状にもよらずして身体検索・指紋採取をされた、いわゆる“浮浪者”といわれる人々は、釜ヶ崎に、飯場に仕事がなくなり、あるいは、向今のために仕事が出来なくなつたため、また、日々の過酷な労働の結果として病気・障害をこうむつて、梅田・ナンバ・天王寺などに流失をよぎなくされた人々である。

当組合は、本年、二回にわたりて梅田・ナンバ・天王寺などで青カン（野宿）をよぎなくされて、いろいろ人達について実態調査をおこなつた。（添付『青力』著調査（三月九日午後九時三十時）・『オス回青カン者実態調査』）その結果によつても、裏付けられていく。

『人権侵害事件事例』中の五番、"C-18"という記号と番号を付された人は、典型といえる。

大淀生まれの一人は、十六、七才の頃、大阪砲兵工廠に勤めていた。敗戦後は、政府の傾斜生産方式の採用によって金と人が集中させられた山灰坑へ。“エネルギー革命”の声が出はじめ、朝鮮戦争によって港湾荷役が活発化はじめた頃、神戸へ沖仲仕として移動。日本経済の高度成長期、高速道路やビル建設の盛んになる昭和三七年、釜ヶ崎に来ている。そして、現在まで日雇労働者として多くの現場で働いてきた。

一九七〇年まで釜ヶ崎には製造、運輸、港湾、建設土木など横々な仕事がきていたが、合理化の進行にともない、六五年から七〇年の万国博準備期に膨張した二万人日雇労働者は、公共事業を中心とする建設・土木の仕事に頼らざるを得なくなつた。

近年、軍事費の伸びを増大させ、福祉予算を切り捨て、生活基盤整備事業を軽視する政府・自民黨の政策により、公共事業は年々減少し続け、多くの労働者は仕事につけず、苦難の道を歩まされている。また、一年の中でも、仕事量の多い時期と少しの時期かはっきりと分れるようになり、半年は日雇労働者として働き、後の半年は、バタヤなどして、梅田やナースなどで命をつなぐ頬向が定着しつつある。

“ウヤうる浮浪者”と呼ばれていた人達の多くは我々の仲間である。十年二十年と日雇労働者として働いたあげく使り捨てられていく人達の問題は、全日雇労働者の問題である。

青カレをくりうていてる労働者に加えられた人権侵害は、全日雇労働者に加えられたものであり、当組合が事例をまとめて、貴委員会に申し立てゆえんである。

以上。